

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

(大磯町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成22年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第1項」を削り、「条件附」を「条件付」に改める。

(大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「地方公務員法」を「法」に改め、「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員」を加える。

(大磯町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 大磯町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和30年大磯町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えず、かつ、当該職員が休職前に本町職員として勤続した期間の2倍を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(大磯町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 大磯町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和42年大磯町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、報酬の額）」を加える。

(大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大磯町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第17条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、その職務の性質等を考慮し、規則で定める。

(大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 大磯町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条又は同条例第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第7条 大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額

（大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表中

| | | |
|---------------|------------|----|
| 町史編さん委員会委員 | 日額 6,500円 | 同上 |
| 町史編集委員会総括編集委員 | 月額 80,800円 | 同上 |
| 町史編集委員会委員 | 月額 70,600円 | 同上 |
| 町史執筆委員 | 日額 10,000円 | 同上 |

」、

| | | |
|--------------|-----------|----|
| 青少年問題協議会専門委員 | 日額 6,500円 | 同上 |
|--------------|-----------|----|

」、

| | | |
|------------|-------------|--------------------------------|
| 老人福祉センター所長 | 月額 156,700円 | 大磯町職員の旅費に関する条例別表中2号の者に支給する額相当額 |
|------------|-------------|--------------------------------|

| | | |
|------------|-----------------------------|----|
| 幼稚園長 | 月額 156,700円以上 188,400円以下 | 同上 |
| 郷土資料館長 | 月額 156,700円以上 188,400円以下 | 同上 |
| 生涯学習館長 | 月額 156,700円以上 188,400円以下 | 同上 |
| 保育園長 | 月額 156,700円以上 188,400円以下 | 同上 |
| 大磯運動公園園長 | 月額 188,400円 | 同上 |
| 大磯町教育研究所所長 | 月額 188,400円 | 同上 |

」、

「

| | | |
|--------|------------|----|
| 青少年指導員 | 年額 27,000円 | 同上 |
|--------|------------|----|

」及び

「

| | | |
|---------------------------------------|------------------|--------------------------------|
| 嘱託員、調査員、審査員、指導員、研究員、連絡員、協力員及びこれらに準ずる者 | 予算の範囲内において別に定める額 | 大磯町職員の旅費に関する条例別表中3号の者に支給する額相当額 |
|---------------------------------------|------------------|--------------------------------|

」を削る。

(大磯町職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第15条中「もの」の次に「から町長が規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第20条 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(大磯町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 大磯町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和37年大磯町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改める。

第2条に次の3項を加える。

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給与は、前項の規定にかかわらず、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員の給与は、第1項の規定にかかわらず、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

4 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員の給与は、第1項の規定にかかわらず、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当とする。

(大磯町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 大磯町職員の旅費に関する条例（昭和47年大磯町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、」に改め、「規定する職員」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

令和元年12月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄